



場合、労災保険に特別加入していれば補償されると聞きました。制度について教えてください。

A 労災保険は国が管掌する保険

Q 私は会社を退職後、家業を引き継ぎ、米作りと年金で生計を立てようと考えています。農業機械を使用中にけがをした



自営農業従事者も労災保険に加入できます

があります。の制度です。一定規模

自営の米作りは労災 以上で農業を行う場合 保険の補償対象になり や、特定の農業機械を ませんが、一定要件を 使用して農作業に従事 満たせば「特別加入」 する場合に限り加入で という方法で任意に加 えることができます。 ます。

実際に新規起業者だ また、特別加入団体 けでなく、これまで農 を通して加入手続きを 業に従事してきた人 で 行つため、団体など に も新たに労災保険への 対する一定の事務手続 特別加入が増えていま き費や会費が生じるこ とがあります。

加入が承認されれ 常時労働者を使用し ば、農業機械使用中の て農業を行う場合は、 事故によるけがの治療 中小事業主等の特別加 入も選択できます。 対し、現在の勤務先 入も選択できます。 詳しい加入条件、補 償内容、保険料算出方 法などについては、最 寄りの労働基準監督 署 農業者のための特別 加入はあくまでも任意 わせてください。